

重要な事項等説明書 企業用賠償責任保険（国スポ・ねんりんピック・総体）用 ジェイアイ傷害火災保険株式会社

この書面にはご加入にあたっての「特に重要なお知らせ」が記載されております。「契約概要」には、ご加入に際して特にご確認いただきたい事項、「注意喚起情報」には、ご加入者にとって不利益となる事項など特にご注意いただきたい事項を記載しております。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださるようお願いいたします。

この書面は、ご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳しくは、別途『「宿泊施設」賠償責任保険のご案内』、『普通保険約款・特別約款・特約』などを十分ご覧頂くことをあわせてお願いいたします。また、「普通保険約款・特別約款・特約」などのご参照にあたりましては、ご遠慮なく保険契約者、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

契約概要のご説明

1. 商品の仕組みについて

この保険は保険契約者を 国スポ・ねんりんピック・総体 の合同配宿本部（配宿センター）、被保険者を宿泊施設とする団体契約で、賠償責任保険（企業用）普通保険約款、およびセットされる特別約款、特約から構成されます。

賠償責任保険（企業用）普通保険約款 + 施設所有（管理）者特別約款
 + 生産物特別約款
 + 受託者特別約款（貴重品補償特約セット）

2. 補償内容について

- (1) 保険金をお支払いする主な場合
- ※詳しくは、『「宿泊施設」賠償責任保険のご案内』、普通保険約款・特別約款・特約などでご確認ください。
- 宿泊施設を被保険者とし、宿泊施設に宿泊している大会参加者に身体障害または財物損壊を与えたことにつき、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して賠償責任保険金をお支払いします。被保険者が損害賠償請求権者に対して支払わなければならない損害賠償金などの額は、適用される法律の規定や被害者に対して生じた損害の額および過失の割合などに応じて決定されます。
- ※法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に支払われた見舞金などは、保険金支払の対象となりません。また、被害者との示談交渉を、保険会社が被保険者に代わって行う示談交渉サービスはご提供できません。万一、被保険者が損害賠償責任を負う事故が起きた場合には、弊社とご相談いただきながら、被保険者ご自身で、被害者との示談交渉を進めていただくことになります。
- (2) 企業用賠償責任保険でお支払いする賠償責任保険金の対象となるもの
- ※詳しくは、『「宿泊施設」賠償責任保険のご案内』、普通保険約款・特別約款・特約などでご確認ください。

賠償責任保険金の支払対象となるもの	賠償責任保険金の内容
損害賠償金	被保険者が損害賠償請求権者に支払うべき損害賠償金
争訟費用（訴訟費用・弁護士費用など）	損害賠償に関する争訟について、被保険者が弊社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用
損害防止費用	損害の発生および拡大の防止のために必要または有益であった費用
応急手当・緊急措置費用	損害の発生および拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明した場合は、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、その他緊急措置に要した費用、およびあらかじめ弊社の書面による同意を得て支出した費用
協力費用	弊社による損害賠償請求の解決に協力するために支出した費用
権利保全費用	被保険者が他人に対して損害賠償の請求権を有する場合、その権利の

	保全または行使について必要な手続をするために要した費用
--	-----------------------------

- (3) 保険金をお支払いできない主な場合
- 以下に記載のものは主な場合です。詳しくは、『「宿泊施設」賠償責任保険のご案内』、普通保険約款・特別約款・特約などの「保険金を支払わない場合」をご確認ください。
- ・保険契約者、被保険者の故意によって生じた損害
 - ・戦争、暴動などによって生じた損害
 - ・地震、噴火、津波などの天災によって生じた損害

3. 特約について

自動的にセットされる特約があります。詳しくは、保険契約者、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

4. 保険期間（保険のご契約期間）について

保険期間につきましてはお伺い書兼加入依頼書でご確認ください。

5. 引受条件（保険金額など）について

保険金額、自己負担額につきましては、『「宿泊施設」賠償責任保険のご案内』でご確認ください。

6. 保険料について

- (1) 保険料につきましては、『「宿泊施設」賠償責任保険のご案内』でご確認ください。
- (2) 保険期間終了後に保険期間中の確定数字に基づく確定保険料との差額を返還または請求させていただくこととなりますので、あらかじめご了承ください。

7. 保険料の払込みに関する事項（保険料払込方法、保険料払込期間）について

『「宿泊施設」賠償責任保険のご案内』でご確認ください。

8. 解約返戻金などの有無およびそれらに関する事項について

ご契約を脱退される（解約される）場合には、保険契約者、取扱代理店または弊社にご連絡ください。脱退（解約）の条件によっては、普通保険約款などの定めるところにより、保険料を返還、または、未払保険料をご請求させていただくことがあります。なお、返還される保険料があっても、多くの場合で払い込まれた保険料の合計額より少ない金額になります。また、解約時までの確定数字に基づく確定保険料との差額を返還または請求させていただくことになります。詳しくは、保険契約者、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

9. ご相談窓口について

保険の内容に関する苦情・お問い合わせ・ご相談窓口	0120-877030 受付時間：平日（土・日・祝日・年末年始を除く。）の午前9時～午後5時
事故受付センター	0120-399061（フリーダイヤル）受付時間：24時間
＜保険会社の対応に不満がある場合等＞ 指定紛争解決機関 （弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。）	一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター（損害保険相談・紛争解決サポートセンター） 0570-022808（ナビダイヤル＊1） ＊1 おお客様の発信地域により自動的に最寄の拠点センターに着信されます。なお、ナビダイヤルでは、各電話会社の通話料割引サービスや料金プランの無料通話は適用されませんので、ご注意ください。電話リレーサービス、一部お繋ぎできないPHS、IP電話等からは03-4332-5241＊2をご利用ください。 ＊2 地域を問わずそんぽADRセンター東京に着信されます。 受付時間：平日の午前9時15分～午後5時（土・日・祝日・12月30日～1月4日を除く。） （いずれの番号も所定の通話料がかかります。） 詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（ https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/ ）

注 意 喚 起 情 報 の ご 説 明

1. クーリング・オフ(契約申込みの撤回など)について

この保険は、クーリング・オフの対象外となります。

2. 告知義務について

(1) 保険契約者または被保険者には、お伺い書兼加入依頼書の記載事項（お伺い書兼加入依頼書およびその付属書類の記載事項をいいます。）について、ご加入時に正しく告知していただく義務（告知義務）があります。告知にあたっては、特にお伺い書兼加入依頼書に※印を表示した項目の記載にはご注意ください。主な項目は、以下となります。

お伺い書兼加入依頼書記載事項のうち、特にご注意ください項目（主な項目）	
①	宿泊施設等名称
②	施設の区分
③	宿泊者見込人数（保険料の算出基礎）
④	同一危険を補償する他の保険契約等（共済を含みます。）の有無およびその内容（他の保険契約等）

(2) 上記(1)に関して、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知されたりした場合には、弊社は、「告知義務違反」として、保険契約を解除することがあります。なお、弊社が「告知義務違反」による解除を行った場合には、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

(3) 上記(1)に関して、訂正が必要となった場合、訂正前の保険料と訂正後の保険料との差額について、弊社は保険料の返還または追加保険料の請求を行う場合があります。弊社が追加保険料の請求を行った際に、追加保険料をお支払いいただけなかった場合、保険契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

3. 重大な事由による解除について

弊社は、以下のいずれかに該当する場合には、「重大な事由」による解除として、ご加入を解除することがあります。なお、弊社が「重大な事由」による解除を行った場合には、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

- ① 保険契約者または被保険者が、弊社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または、生じさせようとした場合
- ② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または、行おうとした場合
- ③ 保険契約者または被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合や、反社会的勢力へ関与していると認められた場合 など

4. 通知義務について

(1) 保険契約者または被保険者には、ご加入後に次のいずれかに該当する変更が発生した場合には、事前に（事前に変更の事実を把握できない場合は、遅滞なく）、取扱代理店または弊社にご連絡のうえ、契約内容変更依頼を行っていただく義務（通知義務）があります。

①	保険の対象（施設、業務等）に変更（追加および削除を含みます。）が生じる場合
②	ご加入時にご提出いただいたお伺い書兼加入依頼書等の記載内容に変更が生じる場合

(2) 通知事項にかかる変更のご連絡がない場合や遅れた場合には、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。また、変更の発生によって、この保険の対象となる危険が著しく増加した場合などにおいては、弊社は、ご加入を解除することがありますので、あらかじめご了承ください。

(3) 上記(1)に関して、通知いただいた内容に基づき、変更前の保険料と変更後の保険料との差額について、弊社は保険料の返還または追加保険料の請求を行う場合があります。弊社が追加保険料の請求を行った際に、追加保険料をお支払いいただけなかった場合、ご加入を解除することや、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

5. 住所変更について

ご加入後に住所を変更した場合には、遅滞なく、保険契約者または取扱代理店に通知していただく必要があります。

6. 責任開始期について

保険責任は、保険期間（保険のご加入期間）の初日の午後4時に始まります。保険期間につきましてはお伺い書兼加入依頼書でご確認ください。保険料はご加入と同時にお支払いください。保険期間が始まった後であっても、取扱代理店または弊社が保険料を領収する前に生じた損害に対しては保険金をお支払いできません。

7. 解約と解約返戻金について

「契約概要 8. 解約返戻金などの有無およびそれらに関する事項について」をご確認ください。

8. 事故が発生した場合について

(1) 事故の通知について

事故が発生したことを知った場合には、直ちに、取扱代理店または弊社に通知していただく必要があります。正当な理由がなく、事故の発生に関するご通知がない場合には、弊社は、それによって弊社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがありますので、十分ご注意ください。

(2) 損害防止義務および損害防止費用について

事故が発生したことを知った場合には、損害の発生および拡大の防止に努めていただく必要があります。正当な理由がなく、損害の発生および拡大の防止を行わなかった場合は、弊社は、損害の額から損害の発生および拡大を防止することができたと認められる額を差し引いて保険金をお支払いすることがありますので、十分ご注意ください。

(3) 他の保険契約等がある場合の保険金支払について

他の保険契約等（この保険で補償する損害と同様の損害を補償する保険契約または共済契約）がある場合で、それぞれの保険契約等につき他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額の合計額が、損害の額を超えるときは、弊社は、以下の額を保険金として支払います。

① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合

この保険契約の支払責任額

② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合

損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

(4) 代位について

損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他債権を取得した場合で弊社がその損害に対して保険金を支払った場合は、その債権は弊社に移転します。ただし、移転するのは、以下の額を限度とします。

① 弊社が損害の額の全額を保険金として支払った場合

被保険者が取得した債権の全額

② ①以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

(5) 保険金の請求書類について

保険金のご請求にあたっては、所定の保険金請求書に加えて、弊社が求める書類をご提出いただきます。

本人確認書類	印鑑証明書、商業・法人登記簿謄本など
事故の発生を確認できる書類	公的機関（所管の警察署等）の証明書、またはこれに代わるべき書類など
賠償事故に関する書類	事故の相手方との約束を記した示談書や念書、損害賠償金の支払いまたは損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類、損害賠償金を算出するために必要な書類、相手方の相続人を確認するための書類（死亡事故の場合）など
関連して支出した費用を確認できる書類	費用請求書、実際に支出した費用の領収書など
他の保険契約等の内容および内容を証する書類	他の保険契約等の申込書または証券の写しなど
その他の書類	調査・照会に必要な同意書、保険金支払額承諾書など

（※）事故の内容または損害の額などにより、これら以外の書類もしくは確認資料の提出または弊社が行う調査へのご協力をお願いすることがあります。

(6) 保険金のお支払時期について

弊社は、「(5) 保険金の請求書類について」に掲げる書類をご提出いただいた日（請求完了日）から、その日を含めて 30 日以内に、保険金をお支払いするための必要な確認を終えて保険金をお支払いします。ただし、

特別な照会または調査が必要な場合には、別途、その旨を被保険者へお知らせし、弊社は別に定める期日までに保険金をお支払いします。

(7) 時効について

保険金の請求権は、普通保険約款に定める保険金の請求権が発生したときから3年間で消滅します。3年を経過した場合は、時効により保険金をお支払いできなくなりますので、十分ご注意ください。

(8) 損害賠償請求権者の先取特権

損害賠償請求権者に先取特権（被保険者に他の債権者がいる場合であっても、損害賠償請求権者が保険金から優先的に賠償金の支払いを受けられる権利）があります。

9. 財産状況の変化による保険金の削減について

引受保険会社の経営が破綻した場合などには、保険金、返戻金などの支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、あるいは「小規模法人」（破綻時に常時使用する従業員などの数が20人以下の日本法人、外国法人（日本における営業所などが締結した契約に限ります。））またはマンション管理組合である場合には、この保険は、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返戻金などは原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故にかかる保険金については100%）まで補償されます。

10. 加入者証などについて

この保険では加入者証の発行は行いませんので、ご記入された「お伺い書兼加入依頼書」はコピーをお取りになり保管ください。

11. 代理店の権限について

取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務棟の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店にお申込みいただき有効に成立したご契約は、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

12. ご相談窓口について

「契約概要9. ご相談窓口について」をご確認ください。

個人情報取扱説明書

【個人情報の取扱いについて】

ジェイアイ傷害火災保険株式会社

当社では、お客様の個人情報保護の重要性を十分に認識し、誠実に事業運営をするために、お預かりしている個人情報の取扱いに関する方針を定め、以下の通り、個人情報を適正に取り扱います。

1. 個人情報の取得・利用目的について

当社では、次の目的に必要な個人情報を適法で公正な手段により取得し、次の目的を達成するための業務上必要な範囲内で利用します。

- (1) 損害保険契約の申込みに係る引受の審査、引受、履行および管理
- (2) 適正な保険金の支払い
- (3) 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求
- (4) 損害保険商品等当社が取扱う金融商品の案内、募集および販売ならびに契約の締結、代理、媒介、取次ぎおよび管理
- (5) 当社が取扱うその他の商品・サービスの案内、提供および管理
- (6) 上記(4)、(5)に付帯、関連するサービスの案内、提供および管理

2. 収集する情報の種類について

もっとも一般的なものは、ご本人の氏名、住所、電話番号、Eメールアドレス、生年月日、性別です。その他に、申込書等でお尋ねした情報（職業、健康状態等）があります。

3. 個人情報の第三者への提供について

当社では、次の場合を除いて、個人情報を外部に提供することはありません。

- (1) 同意されている場合
- (2) 法令に基づく場合
- (3) 利用目的の達成に必要な範囲内において当社代理店を含む国内・海外の業務委託先等に提供する場合
- (4) 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求等に必要な場合（再保険会社等から他の再保険会社等への提供を含みます。）
- (5) 保険業界において設置運営する契約内容登録制度に保険契約内容を登録し、または同制度に基づく照会に対して回答する場合、その他不正または不当な保険契約の申込みおよび保険金請求を防止するために必要な場合
詳細につきましては一般社団法人日本損害保険協会のホームページ（<https://www.sonpo.or.jp/>）をご参照ください。
- (6) ご本人または公共の利益のために必要であると考えられる場合

4. 当社の個人情報の取扱いに関する詳細等

当社の個人情報の取扱いに関する詳細等につきましては下記当社ホームページをご参照いただくか、当社までお問い合わせください。

ホームページアドレス：<https://www.jihoken.co.jp/>

お申込人と被保険者とが異なる場合は、お申込人から上記個人情報の取扱いに関するご案内の内容を被保険者（複数の場合には全員）にご説明いただきますようお願い申し上げます。